

技術提案書の提出者を選定するための基準

| 評価項目 | 評価の着目点 | | | 配点 (評価のウエート) | | |
|--------------|--|---|---------|-----------------|---------------|---------------|
| | 判断基準 | | | | 小計 | |
| 提出者の技術力 | 平成 26 年 11 月 1 日以降の業務の実績 (過去 10 年間の実績のうち 1 件を評価対象とする。) | 官公庁施設 (庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所) に係る新築、増築又は改築 (増築又は改築の場合は当該部分の床面積とする。) の CM 業務の実績を 1 件、次の順で評価する。 ① 設計対象床面積 11,000 m ² 以上 ② 設計対象床面積 8,250 m ² 以上 11,000 m ² 未満 ③ 設計対象床面積 5,500 m ² 以上 8,250 m ² 未満 | | 15 | 15 (30.0%) | |
| 技術者の資格 | 専門分野の技術者資格 | 各担当分野について、資格の内容を評価する。 | 主任担当技術者 | 総合 | 4 | 10 (20.0%) |
| | | | 構造 | 2 | | |
| | | | 電気 | 2 | | |
| | | | 機械 | 2 | | |
| 技術者の技術力 | 平成 26 年 11 月 1 日以降の業務の実績 (過去 10 年間の実績のうち 1 件を評価対象とする。) | 業務の実績について次の順で評価する。 以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を次の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ※同種業務とは、設計対象床面積が 5,500 m ² 以上の官公庁施設 (庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所) を対象とした CM 業務 ※類似業務とは、設計対象床面積が 11,000 m ² 以上の国、都道府県又は市町村の建築物 (施設用途は問わない。) を対象とした CM 業務 | 管理技術者 | | 5 | 15 (30.0%) |
| | | | 主任担当技術者 | 総合 | 4 | |
| | | | | 構造 | 2 | |
| | | | | 電気 | 2 | |
| | | | | 機械 | 2 | |
| | 過去の受賞歴 | 主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴を評価する。 | 管理技術者 | | 5 | |
| 主任担当技術者 (総合) | | 5 | | | | |
| 合計点 | | | | 50 (100.0%) | | |

※上記基準の詳細は、評価要領による。